

定 款

(平成21年5月27日)

豊川市開発ビル株式会社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、豊川市開発ビル株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 不動産の売買、賃貸借並びにその各仲介
2. 不動産の管理
3. 駐車場の経営、管理
4. テナントに対する業種、業態配置、取り扱い商品に関連する調整及び管理
5. テナントに対する販売促進に関する指導業務
6. 衣料品、雑貨、家具、家庭用品、飲食料品、飲食サービス、たばこ、テレフオンカード、切手の販売及び音楽、演劇、スポーツ等各種催し物の入場券、宝くじの委託販売
7. 損害保険代理業務
8. 中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための企画調査、市街地の整備改善、商業の活性化等の業務
9. 前各号に付帯する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を愛知県豊川市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、愛知県において発行する中日新聞に掲載してこれを行なう。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、4,000株ですべて額面株式とし、1株の金額は、金50,000円とする。

(株券の種類)

第6条 当社の発行する株式は、すべて記名式とし、株券を発行する。

2 当社の発行する株券は、10株券、50株券及び10株券未満の株式数を表示した株券の3種類とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(基準日)

第8条 当会社は、毎決算期の翌日から、定期株主総会終結の日まで、株主名簿の記載の変更を停止する。

2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議に基づき、あらかじめ公告して、臨時に株主名簿の記載の変更を停止し、又は、基準日を定めることができる。

(株主取扱規則)

第9条 当会社の株式取扱いに関しては、本章に規定するもののほか、取締役会の定める株主取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(総会の招集)

第10条 定期株主総会は、毎決算期の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(議 長)

第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代わる。

(決 議)

第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行なう。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、当会社の株主に限り代理を委任して、議決権を行使することができる。ただし、代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第14条 株主総会の議事は、その経過の要領と決議の結果を議事録に記載し、議長及

び出席取締役が署名して保存する。

第4章 取締役、監査役、代表取締役及び取締役会

(監査役の設置)

第15条 当社に監査役を置く

(取締役及び監査役の員数)

第16条 当会社に取締役8名以内、監査役は2名以内を置く。

(取締役及び監査役の選任)

第17条 取締役及び監査役の選任は、株主総会において発行済み株式の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 前項の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第18条 取締役の任期は選任後2年以内の、監査役の任期は選任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員で選任した取締役の任期は、在任した取締役の任期の満了すべき時までとする。

3 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の設置)

第19条 当社は取締役会を置く。

(取締役会)

第20条 取締役は、取締役会を組織し、当会社の業務執行、その他法令又はこの定款に定める事項を決定する。

2 監査役は、取締役会に出席して意見を述べることができる。

(取締役会の決議)

第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行なう。

(代表取締役等)

第22条 取締役会の決議をもって取締役のうちから、取締役社長1名を選任し、必要

に応じて取締役会長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。

2 取締役会は、前項の役付取締役のなかから、会社を代表する取締役を選任することができる。

3 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。

(取締役会の種類及び招集)

第23条 取締役会は、定時取締役会と臨時取締役会とする。

2 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。

3 取締役会の招集通知は、会日の7日前に各取締役及び監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要のある時は、この期間を短縮し、又は、招集手続きを省略することができる。

(取締役会規則)

第24条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか取締役会の定める取締役会規則による。

第5章 計 算

(事業年度)

第25条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、3月31日を決算期日とする。

(会計処理)

第26条 利益処分・決算・その他計算に関する事項は、法令、定款及び取締役会その他当会社の定めるところによる。

(剰余金の配当)

第27条 剰余金の配当は、毎決算期現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対してこれを支払う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第28条 剰余金の配当が、その支払開始の日から満3年を経過した場合は、当会社はその支払の義務を免れる。